

特許・商標審判官の任命権者を USPTO 長官から商務長官に修正する法案が成立

2008 年 8 月 12 日
JETRO NY 中楨、横田

本日、特許・商標審判官 (administrative patent judge/administrative trademark judge) の任命権者を USPTO 長官から商務長官に修正する法案 (S3295)¹ が大統領の署名により成立した²。同法案は、レーヒ上院司法委員長 (民、バーモント) 及びスペクター同委員 (共、ペンシルバニア) により先月 21 日に上院に上程され、同月 22 日に上院、31 日に下院を通過し大統領の署名待ちとなっていたもの。今般の法案成立により、現行特許法第 6 条及び商標法第 17 条が改正され、特許・商標審判官は、USPTO 長官との相談のもと商務長官によって任命されることとなる。

特許・商標審判官の任命権者を USPTO 長官とする従前の規定については、昨年 7 月に、知財研究分野における第一人者である John F. Duffy 教授 (ジョージワシントン大学³) により「米国憲法上の疑義がある (That method of appointment is almost certainly unconstitutional)」との問題提起がなされ⁴、米国内の法律専門誌で取り上げられるなど注目されたもの。同教授によれば、米国憲法では、公務員 (inferior officer) の任命権について、連邦議会が各省の長官 (the heads of departments) に与えることができるとしているもの⁵、特許審判官が当該憲法上の任命規定が適用される公務員であることは明らかであるとした上、USPTO 長官は商務長官の下位ポストであり各省の長には当たらないため、現行特許法第 6 条は憲法の規定に違反するのではないかとしている。

なお、07 年 9 月に下院本会議を通過した特許改革下院法案 (HR1908) では、本会議直前に同様の修正案 (Manager's Amendment) が提出され、特段の議論なく採用されていたところ、今般の法案は、下院での議論の目処が立たない特許改革法案とは切り離されて個別に提案されたものとなる。

¹ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:s3295enr.txt.pdf

² <http://www.whitehouse.gov/news/releases/2008/08/20080812.html>

³ <http://www.law.gwu.edu/Faculty/profile.aspx?id=5945>

⁴ [2007 Patently-O Patent L.J. 21 \(2007.7.23\) John F. Duffy "Are Administrative Patent Judges Unconstitutional?"](#)

⁵ 米国憲法第 2 条第 2 節第 2 段落

He (注 President) shall have power, by and with the advice and consent of the Senate, to make treaties, provided two thirds of the Senators present concur; and he shall nominate, and by and with the advice and consent of the Senate, shall appoint ambassadors, other public ministers and consuls, judges of the Supreme Court, and all other officers of the United States, whose appointments are not herein otherwise provided for, and which shall be established by law: but the Congress may by law vest the appointment of such inferior officers, as they think proper, in the President alone, in the courts of law, or in the heads of departments.

本法は、現行法が憲法に違反しているかどうかはともかく⁶、疑念を払拭する必要があるとして提案されたものとされ、任命権者の修正に加え、既に USPTO 長官により任命された審判官は適切であるとし、憲法上の任命規定との整合性を取りつつ、当該議論を収束させるものとなっている。

(了)

⁶ 本年 4 月には、特許審判にて特許出願が拒絶された企業が、当該特許審判官が憲法の任命規定違反であると最高裁に提訴した事例があるとの報道もある。